

第百五十九回国会
衆議院

内閣委員会
議録 第五号

平成十六年四月七日(水曜日)

午前九時三十分開議

出席委員

委員長 山本 公一君

理事 今津 寛君 理事 大村 秀章君

理事 河本 三郎君 理事 山本 拓君

理事 大口 善徳君

岩屋 毅君

金子 恭之君

河井 克行君 西川 公也君

西村 康稔君 某梨 康弘君

早川 忠孝君 平田 耕一君

平沼 赳夫君 宮腰 光寛君

村上誠一郎君 太田 昭宏君

吉井 英勝君

國務大臣
(国家公安委員会委員長)

小野 清子君

内閣府大臣政務官 西川 公也君

内閣府大臣政務官 宮腰 光寛君

内閣委員会専門員 小菅 修一君

委員の異動

四月七日

補欠選任
江崎洋一郎君

金子 恭之君

同日

補欠選任
金子 恭之君

江崎洋一郎君

同日

同日

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第五八号)

同月五日

警備業法の一部を改正する法律案(内閣提出第一〇六号)

三月二十四日

新靖国神社法の制定反対に関する請願(東門美津子君紹介)(第一二二五号)

同(東門美津子君紹介)(第一二五二号)

同(東門美津子君紹介)(第一二二二号)

同(東門美津子君紹介)(第一二三五号)

同(東門美津子君紹介)(第一二四六号)

同(東門美津子君紹介)(第一二四七号)

憲法の改悪反対に関する請願(東門美津子君紹介)(第一二二六号)

同(山本喜代宏君紹介)(第一二二七号)

同(東門美津子君紹介)(第一二五二号)

同(山本喜代宏君紹介)(第一二五三号)

同(東門美津子君紹介)(第一二七三号)

同(山本喜代宏君紹介)(第一二七四号)

同(山本喜代宏君紹介)(第一二一三三号)

同(山本喜代宏君紹介)(第一二一三六号)

同(山本喜代宏君紹介)(第一二四八号)

同(山本喜代宏君紹介)(第一二四八号)

同(山本喜代宏君紹介)(第一二四八号)

同(山本喜代宏君紹介)(第一二四八号)

同(山本喜代宏君紹介)(第一二四八号)

同(山本喜代宏君紹介)(第一二四八号)

同(山本喜代宏君紹介)(第一二四八号)

同(山本喜代宏君紹介)(第一二四八号)

同(山本喜代宏君紹介)(第一二四八号)

同(山本喜代宏君紹介)(第一二四八号)

同(山本喜代宏君紹介)(第一二四八号)

同(山本喜代宏君紹介)(第一二四八号)

同(山本喜代宏君紹介)(第一二四八号)

同(山本喜代宏君紹介)(第一二四八号)

同(山本喜代宏君紹介)(第一二四八号)

同(山本喜代宏君紹介)(第一二四八号)

同(山本喜代宏君紹介)(第一二四八号)

同(山本喜代宏君紹介)(第一二四八号)

同(山本喜代宏君紹介)(第一二四八号)

同(山本喜代宏君紹介)(第一二四八号)

同(山本喜代宏君紹介)(第一二四八号)

同(山本喜代宏君紹介)(第一二四八号)

同(山本喜代宏君紹介)(第一二四八号)

同(山本喜代宏君紹介)(第一二四八号)

同(山本喜代宏君紹介)(第一二四八号)

同(山本喜代宏君紹介)(第一二四八号)

同(山本喜代宏君紹介)(第一二四八号)

同(山本喜代宏君紹介)(第一二四八号)

同(山本喜代宏君紹介)(第一二四八号)

第一類 第一号 内閣委員会議録第五号 平成十六年四月七日

<p>消費者保護基本法の見直しに関する意見書(長野県議会)(第一七四号)</p> <p>消費者保護基本法の見直しに関する意見書(長野県松本市議会)(第一七四六号)</p> <p>消費者保護基本法の改正に関する意見書(長野県伊那市議会)(第一七四七号)</p> <p>消費者保護基本法の見直しに関する意見書(長野県東部町議会)(第一七四八号)</p> <p>消費者保護基本法の見直しに関する意見書(長野県青木村議会)(第一七四九号)</p> <p>消費者保護基本法の見直しに関する意見書(長野県南箕輪村議会)(第一七五〇号)</p> <p>消費者保護基本法の見直しに関する意見書(長野県上松町議会)(第一七五一号)</p> <p>消費者保護基本法の見直しに関する意見書(長野県南木曾町議会)(第一七五二号)</p> <p>消費者保護基本法の見直しに関する意見書(長野県木祖村議会)(第一七五三号)</p> <p>消費者保護基本法の見直しに関する意見書(長野県麻績村議会)(第一七五四号)</p> <p>消費者保護基本法の抜本改正に関する意見書(長野県徳高町議会)(第一七五五号)</p> <p>消費者保護基本法の見直しに関する意見書(長野県栄村議会)(第一七五六号)</p> <p>消費者保護基本法等の見直しに関する意見書(名古屋市議会)(第一七五七号)</p> <p>消費者保護基本法等の改正および法整備に関する意見書(滋賀県議会)(第一七五八号)</p> <p>消費者保護基本法の抜本改正に関する意見書(大阪府柏原市議会)(第一七五九号)</p> <p>消費者保護基本法の抜本改正等に関する意見書(岡山県備前市議会)(第一七六〇号)</p> <p>消費者保護基本法の抜本改正に関する意見書(岡山県邑久町議会)(第一七六一号)</p> <p>消費者保護基本法の抜本改正に関する意見書(愛媛県議会)(第一七六二号)</p> <p>消費者保護基本法の抜本改正等に関する意見書(佐賀県議会)(第一七六三号)</p> <p>消費者保護基本法の改正に関する意見書(大分県千歳村議会)(第一七六四号)</p> <p>消費者保護基本法の抜本改正に関する意見書(大分県千歳村議会)(第一七六五号)</p>	<p>防衛庁を省に昇格する事に関する意見書(岡山県西栗倉村議会)(第一七六六号)</p> <p>四月二日</p> <p>国民・住民奉仕ができる公務員制度の確立に関する意見書(愛媛県御荘町議会)(第二〇九〇号)</p> <p>消費者政策の推進に関する意見書(仙台市議会)(第二〇九一号)</p> <p>消費者保護基本法の抜本改正に関する意見書(山形県寒河江市議会)(第二〇九二号)</p> <p>消費者保護基本法の抜本改正等に関する意見書(福島県いわき市議会)(第二〇九三三号)</p> <p>消費者保護基本法の抜本改正等に関する意見書(福島県桑折町議会)(第二〇九四号)</p> <p>消費者保護基本法の抜本改正等に関する意見書(福島県国見町議会)(第二〇九五号)</p> <p>消費者保護基本法の抜本改正等に関する意見書(福島県梁川町議会)(第二〇九六号)</p> <p>消費者保護基本法の抜本改正等に関する意見書(福島県保原町議会)(第二〇九七号)</p> <p>消費者保護基本法の抜本改正等に関する意見書(福島県川俣町議会)(第二〇九八号)</p> <p>消費者保護基本法の抜本改正等に関する意見書(福島県飯野町議会)(第二〇九九号)</p> <p>消費者保護基本法の抜本改正等に関する意見書(福島県本宮町議会)(第二一〇〇号)</p> <p>消費者保護基本法の抜本改正等に関する意見書(福島県白沢村議会)(第二一〇一号)</p> <p>消費者保護基本法の抜本改正等に関する意見書(福島県岩代町議会)(第二一〇二号)</p> <p>消費者保護基本法の抜本改正等に関する意見書(福島県東和町議会)(第二一〇三号)</p> <p>消費者保護基本法の抜本改正等に関する意見書(福島県北会津村議会)(第二一〇四号)</p> <p>消費者保護基本法の抜本改正等に関する意見書(福島県猪苗代町議会)(第二一〇五号)</p> <p>消費者保護基本法の抜本改正等に関する意見書(福島県新鶴村議会)(第二一〇六号)</p> <p>消費者保護基本法の抜本改正等に関する意見書(福島県東村議会)(第二一〇七号)</p>	<p>消費者保護基本法の見直しに関する意見書(長野県松本市議会)(第一七四六号)</p> <p>消費者保護基本法の改正に関する意見書(長野県伊那市議会)(第一七四七号)</p> <p>消費者保護基本法の見直しに関する意見書(長野県東部町議会)(第一七四八号)</p> <p>消費者保護基本法の見直しに関する意見書(長野県青木村議会)(第一七四九号)</p> <p>消費者保護基本法の見直しに関する意見書(長野県南箕輪村議会)(第一七五〇号)</p> <p>消費者保護基本法の見直しに関する意見書(長野県上松町議会)(第一七五一号)</p> <p>消費者保護基本法の見直しに関する意見書(長野県南木曾町議会)(第一七五二号)</p> <p>消費者保護基本法の見直しに関する意見書(長野県木祖村議会)(第一七五三号)</p> <p>消費者保護基本法の見直しに関する意見書(長野県麻績村議会)(第一七五四号)</p> <p>消費者保護基本法の抜本改正に関する意見書(長野県徳高町議会)(第一七五五号)</p> <p>消費者保護基本法の見直しに関する意見書(長野県栄村議会)(第一七五六号)</p> <p>消費者保護基本法等の見直しに関する意見書(名古屋市議会)(第一七五七号)</p> <p>消費者保護基本法等の改正および法整備に関する意見書(滋賀県議会)(第一七五八号)</p> <p>消費者保護基本法の抜本改正に関する意見書(大阪府柏原市議会)(第一七五九号)</p> <p>消費者保護基本法の抜本改正等に関する意見書(岡山県備前市議会)(第一七六〇号)</p> <p>消費者保護基本法の抜本改正に関する意見書(岡山県邑久町議会)(第一七六一号)</p> <p>消費者保護基本法の抜本改正に関する意見書(愛媛県議会)(第一七六二号)</p> <p>消費者保護基本法の抜本改正等に関する意見書(佐賀県議会)(第一七六三号)</p> <p>消費者保護基本法の改正に関する意見書(大分県千歳村議会)(第一七六四号)</p> <p>消費者保護基本法の抜本改正に関する意見書(大分県千歳村議会)(第一七六五号)</p>	<p>消費者保護基本法の抜本改正等に関する意見書(福島県中島村議会)(第二一〇八号)</p> <p>消費者保護基本法の抜本改正等に関する意見書(福島県棚倉町議会)(第二一〇九号)</p> <p>消費者保護基本法の抜本改正等に関する意見書(福島県三春町議会)(第二一一〇号)</p> <p>消費者保護基本法の抜本改正等に関する意見書(福島県小野町議会)(第二一一一号)</p> <p>消費者保護基本法の抜本改正等に関する意見書(福島県大越町議会)(第二一一二号)</p> <p>消費者保護基本法の抜本改正等に関する意見書(福島県新地町議会)(第二一一三三号)</p> <p>消費者保護基本法の抜本的改正に関する意見書(石川県議会)(第二一一四号)</p> <p>消費者保護基本法の見直しに関する意見書(長野県諏訪市議会)(第二一一五号)</p> <p>消費者保護基本法の見直しに関する意見書(長野県真田町議会)(第二一一六号)</p> <p>消費者保護基本法の見直しに関する意見書(長野県飯島町議会)(第二一一七号)</p> <p>消費者保護基本法の見直しに関する意見書(長野県本城村議会)(第二一一八号)</p> <p>消費者保護基本法の見直しに関する意見書(長野県坂城町議会)(第二一一九号)</p> <p>消費者保護基本法の見直しに関する意見書(長野県高山村議会)(第二一二〇号)</p> <p>消費者保護基本法の見直しに関する意見書(長野県信濃町議会)(第二一二一号)</p> <p>消費者保護基本法の見直しに関する意見書(静岡県議会)(第二一二二号)</p> <p>消費者保護基本法の抜本改正に関する意見書(鳥取県倉吉市議会)(第二一二三号)</p> <p>消費者保護基本法の抜本改正等に関する意見書(岡山県津山市議会)(第二一二四号)</p> <p>消費者保護基本法の抜本改正等に関する意見書(岡山県笠岡市議会)(第二一二五号)</p> <p>消費者保護基本法の抜本改正等に関する意見書(佐賀県大町町議会)(第二一二六号)</p> <p>消費者保護基本法の抜本改正等に関する意見書(長崎県議会)(第二一二七号)</p> <p>消費者保護基本法の抜本改正に関する意見書(大分県国東町議会)(第二一二八号)</p>	<p>消費者保護基本法の見直しに関する意見書(長野県松本市議会)(第一七四六号)</p> <p>消費者保護基本法の改正に関する意見書(長野県伊那市議会)(第一七四七号)</p> <p>消費者保護基本法の見直しに関する意見書(長野県東部町議会)(第一七四八号)</p> <p>消費者保護基本法の見直しに関する意見書(長野県青木村議会)(第一七四九号)</p> <p>消費者保護基本法の見直しに関する意見書(長野県南箕輪村議会)(第一七五〇号)</p> <p>消費者保護基本法の見直しに関する意見書(長野県上松町議会)(第一七五一号)</p> <p>消費者保護基本法の見直しに関する意見書(長野県南木曾町議会)(第一七五二号)</p> <p>消費者保護基本法の見直しに関する意見書(長野県木祖村議会)(第一七五三号)</p> <p>消費者保護基本法の見直しに関する意見書(長野県麻績村議会)(第一七五四号)</p> <p>消費者保護基本法の抜本改正に関する意見書(長野県徳高町議会)(第一七五五号)</p> <p>消費者保護基本法の見直しに関する意見書(長野県栄村議会)(第一七五六号)</p> <p>消費者保護基本法等の見直しに関する意見書(名古屋市議会)(第一七五七号)</p> <p>消費者保護基本法等の改正および法整備に関する意見書(滋賀県議会)(第一七五八号)</p> <p>消費者保護基本法の抜本改正に関する意見書(大阪府柏原市議会)(第一七五九号)</p> <p>消費者保護基本法の抜本改正等に関する意見書(岡山県備前市議会)(第一七六〇号)</p> <p>消費者保護基本法の抜本改正に関する意見書(岡山県邑久町議会)(第一七六一号)</p> <p>消費者保護基本法の抜本改正に関する意見書(愛媛県議会)(第一七六二号)</p> <p>消費者保護基本法の抜本改正等に関する意見書(佐賀県議会)(第一七六三号)</p> <p>消費者保護基本法の改正に関する意見書(大分県千歳村議会)(第一七六四号)</p> <p>消費者保護基本法の抜本改正に関する意見書(大分県千歳村議会)(第一七六五号)</p>	<p>消費者保護基本法の抜本改正に関する意見書(大分県大野町議会)(第二二二九号)</p> <p>清潔で公正・公平な国民奉仕を貫く公務員制度の確立に関する意見書(徳島県羽ノ浦町議会)(第二二三〇号)</p> <p>道警報償費等不正疑惑の徹底解明に関する意見書(北海道静内町議会)(第二二三二二号)</p> <p>防衛庁を省に昇格することに関する意見書(北海道別海町議会)(第二二三三二二号)</p> <p>防衛庁を省に昇格することに関する意見書(石川県小松市議会)(第二二三三三三三三号)</p> <p>防衛庁を省に昇格することに関する意見書(岡山県金光町議会)(第二二三三四四四号)</p> <p>防衛庁を防衛省に昇格することに関する意見書(福岡県春日市議会)(第二二三三三五五五号)</p> <p>本日の会議に付した案件</p> <p>暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第五八号)</p>	<p>○山本委員長 これより会議を開きます。</p> <p>開会に先立ちまして、民主党・無所属クラブ所属委員に出席を要請いたしました。御出席が得られません。やむを得ず議事を進めます。</p> <p>内閣提出、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。</p> <p>趣旨の説明を聴取いたします。小野国家公安委員会委員長。</p> <p>暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部を改正する法律案</p> <p>(本号末尾に掲載)</p> <p>○小野国務大臣 ただいま議題となりました暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由</p>
--	---	---	--	---	---	--

及び内容の概略を御説明いたします。

この法律案は、最近における暴力団をめぐる情勢にかんがみ、指定暴力団の代表者等は、凶器を使用した対立抗争または内部抗争によりその指定暴力団員が他人の生命、身体または財産を侵害したときは、これによって生じた損害を賠償する責めに任ずることとするほか、暴力的不法行為等の範囲を拡大することをその内容としております。

以下、各項目ごとにその概要を御説明申し上げます。

第一は、指定暴力団の代表者等の損害賠償責任に関する規定の整備についてであります。

これは、指定暴力団を代表する者またはその運営を支配する地位にある者は、指定暴力団相互間または指定暴力団内部の集団相互間に対立が生じ、これにより指定暴力団員による凶器を使用し、この暴力行為が発生した場合において、当該暴力行為により他人の生命、身体または財産を侵害したときは、これによって生じた損害を賠償する責めに任ずることとするものであります。

第二は、暴力的不法行為等の追加等についてであります。

これは、刑法第二編第三十三章(略取及び誘拐の罪)、出入国管理及び難民認定法第九章等に規定する罪を暴力的不法行為等に係る別表に追加する等の措置を講ずるものであります。

なお、この法律の施行日は、一部を除き、公布の日としております。

以上が、この法律案の提案理由及びその内容の概略であります。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛同賜らんことをお願いいたします。

○山本委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

今回は、公報をもってお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午前九時三十四分散会

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部を改正する法律案

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部を改正する法律

第一条 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)の一部を次のように改正する。

目次中「使用制限(第十五条)」を「使用制限等(第十五条―第十五条の三)」に改める。

第三条第三号中「及び第十二条の二第一号」及び第十五条の三に改める。

第三章の章名中「使用制限」を「使用制限等」に改める。

第十五条に見出しとして「(事務所の使用制限)」を付し、第三章中同条の次に次の見出し及び二条を加える。

(指定暴力団の代表者等の損害賠償責任)

第十五条の二 指定暴力団の代表者等は、当該指定暴力団と他の指定暴力団との間に対立が生じ、これにより当該指定暴力団の指定暴力団員による暴力行為(凶器を使用するものに限る。以下この条において同じ。)が発生した場合において、当該暴力行為により他人の生命、身体又は財産を侵害したときは、これによって生じた損害を賠償する責めに任ずる。

2 一の指定暴力団に所属する指定暴力団員による暴力行為(凶器を使用するものに限る。以下この条において同じ。)が発生した場合において、当該暴力行為により他人の生命、身体又は財産を侵害したときも、前項と同様とする。

第十五条の三 指定暴力団の代表者等の損害賠償の責任については、前条の規定によるほか、民法(明治二十九年法律第八十九号)の規定による。

第三十一条第一項第一号中「(明治二十九年法律第八十九号)」を削る。

別表第三号中「第三十一章、第三十二章」を

「第三十一章から第三十三章まで」に改め、同表第三十二号を第四十五号とし、第三十一号の二を第四十四号とし、第三十一号を第四十一号とし、同号の次に次の二号を加える。

四十二 資産の流動化に関する法律(平成十年法律第五号)第五編に規定する罪

四十三 債権管理回収業に関する特別措置法(平成十年法律第二百二十六号)第六章に規定する罪

別表中第三十号の二を削り、第三十号を第四十号とし、第二十九号を第三十九号とし、第二十八号を第三十七号とし、同号の次に次の一号を加える。

三十八 港湾労働法(昭和六十三年法律第四十号)第七章に規定する罪

別表中第二十七号を第三十六号とし、第二十六号を第三十四号とし、同号の次に次の一号を加える。

三十五 銀行法(昭和五十六年法律第五十九号)第九章に規定する罪

別表中第二十五号を第三十二号とし、同号の次に次の一号を加える。

三十三 外国証券業者に関する法律第五章に規定する罪

別表中第二十四号を第三十一号とし、第二十九号から第二十三号までを七号ずつ繰り下げ、第二十九号の二を第二十五号とし、同号の次に次の一号を加える。

二十六 酒税法(昭和二十八年法律第六号)第九章に規定する罪

別表中第十九号を第二十三号とし、同号の次に次の一号を加える。

二十四 出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)第九章に規定する罪

別表中第十八号を第二十二号とし、第十七号を第二十一号とし、第十六号を第十八号とし、同号の次に次の二号を加える。

十九 港湾運送事業法(昭和二十六年法律第

百六十一号)第五章に規定する罪

二十 投資信託及び投資法人に関する法律(昭和二十六年法律第九十八号)第五編に規定する罪

別表中第十五号を第十七号とし、第十四号を第十六号とし、第十三号を第十五号とし、第十二号の二を第十四号とし、第九号から第十二号までを一号ずつ繰り下げ、第八号の次に次の一号を加える。

九 証券取引法第八章に規定する罪

別表に次の二号を加える。

四十六 著作権等管理事業法(平成十二年法律第三十一号)第七章に規定する罪

四十七 使用済自動車の再資源化等に関する法律(平成十四年法律第八十七号)第八章に規定する罪

第二条 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部を次のように改正する。

別表中第四十号を削り、第四十一号を第四十号とし、第四十二号から第四十七号までを一号ずつ繰り上げ、同表に次の一号を加える。

四十七 信託業法(平成十六年法律第

号)第八章に規定する罪

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、信託業法の施行の日又はこの法律の施行の日いづれか遅い日から施行する。

(経過措置)

第二条 第一条の規定による改正後の暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(次条において「新法」という。)第十五条の二及び第十五条の三の規定は、第一条の規定の施行後に発生した暴力行為について適用する。

第三条 新法の規定の適用については、特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律(平成十二年法律第九十七号)附則第二項の規定によりなおその効

力を有するものとされる同法第一条の規定による改正前の特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律(平成十年法律第一百五号)第七章に規定する罪は、新法別表第四十二号に掲げる罪とみなす。

第四条 第二条の規定の施行前にした特定債権等に係る事業の規制に関する法律(平成四年法律第七十七号)第六章に規定する罪については、第二条の規定による改正後の暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

理由

最近における暴力団をめぐる情勢にかんがみ、指定暴力団の代表者等は、凶器を使用した対立抗争又は内部抗争によりその指定暴力団員が他人の生命、身体又は財産を侵害したときは、これによつて生じた損害を賠償する責めに任ずることとするほか、暴力的不法行為等の範囲を拡大する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。